

※本仕様書（案）は、当該業務に関して基本的な事項を提示したものであるため、各提案者において、他に必要と考えられるものについて、適宜、創意工夫をし、提案してください。

志摩市第8期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画 策定業務委託仕様書

1. 業務名

志摩市第8期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画策定業務委託

2. 目的

本業務は、令和3年度から令和5年度までの3年を1期とした計画であり、高齢者が健康で、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるための「高齢者福祉計画」、介護保険法の基本理念を踏まえ介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るための「介護保険事業計画」を一体的に策定し、志摩市総合計画、志摩市地域福祉計画その他市の策定する計画と整合性のある計画書を策定することを目的とする。

3. 履行場所

志摩市地内

4. 履行期間

契約日から令和3年3月26日

5. 業務内容

(1) 在宅介護実態調査（アンケート調査）の分析

調査は、約700件回収済み。調査結果を分析し、その分析結果を積極的に活用して今後の事業施策の展開について企画・立案すること。

(2) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（アンケート調査）の分析

調査の実施及び回収については、3月に実施済み。（調査対象者約3,000人、有効回収率約60%）また、調査票項目65項目（オプションを含む）については、市で集計し、CSVファイルにて提供予定。調査結果を分析し、その分析結果を積極的に活用して今後の事業施策の展開について企画・立案すること。データはすべて市へ返却すること。

(3) 在宅生活改善調査（事業所25ヶ所、ケアマネ89人）、居所変更実態調査（事業所37ヶ所）、介護人材実態調査（訪問系・小規模：事業所26ヶ所職員402名、施設・通所：83ヶ所83名）の集計及び分析。

調査の実施については、平成30年4月1日～平成31年3月31日までの状況について、平成31年4月1日現在で調査をし回収済み。調査結果を集計及び分析し、その分析結果を積極的に活用して今後の事業施策の展開について企画・立案すること。

また、集計及び分析終了後、調査用紙及びデータはすべて市へ返却すること。

- (4) 要介護認定データを用いた地域分析ツールを用いた地域別の状態像の比較
調査結果を分析し、その分析結果を積極的に活用して今後の事業施策の展開について企画・立案すること。データはすべて市へ返却すること。
- (5) 第3期計画以降の進捗状況の評価及び高齢者を取り巻く現状と課題の整理
第3期計画以降に取り組んできた各施策・事業の評価及び進捗状況を分析したうえで本市における高齢者の現状と課題を整理し、中長期的視点に立ち、超高齢社会のあるべき姿を明らかにすること。そのために、日常生活圏域ニーズ調査の結果等を積極的に活用し、今後の事業施策の展開について企画・立案すること。
※ 調査分析方法は提案に基づき発注者と協議の上、決定するものとする。
- (6) 2025年及び2040年を見据えた介護保険事業計画の策定
第8期計画は、2025年及び2040年に向け、第5期からの取り組みである地域包括ケアシステムを継承・発展しつつ、在宅医療介護連携等の取組を本格化していくものとして、企画・立案すること。地域包括ケアシステムを構成する各要素を、当面の方策と段階的な施策をより具体的に記載するとともに、介護サービスを担う人材確保のための施策を記載すること。
- (7) 介護サービス等見込み量の作成
人口・要介護認定者数等の推計及び介護サービス等の利用量の推計、保険料の推計を作成すること。2025年及び2040年までの中長期的なサービス・給付・保険料の水準も推計して記載することとし、中長期的な視野に立った施策の展開を図る。
作成にあたっては、随時発注者と協議、確認しながら行うこと。
- (8) 介護保険運営協議会の運営・住民説明会等に関する支援
計画の作成を行うにあたり、市民の代表者、学識経験者や関係団体の代表者等で構成する介護保険運営協議会（5回開催）の資料及び住民説明会開催（5地区で各1回開催）に伴う資料の作成をする。
- (9) 事業計画素案の作成
 - ①現状分析結果、協議会・住民説明会等の意見を踏まえ、発注者との協議を重ねながら、実状に即した計画素案を作成する。
 - ②計画素案を基に最終案の作成をする。
- (10) 業務支援
厚生労働省、三重県等の動向に関する助言、その他必要に応じメール等での支援を行うこと。また、各業務を円滑に行うため、必要に応じて発注者との打合わせを随時行うものとし、受注者は計画の策定に向けた助言や提案を積極的に行うこと。
- (11) その他
上記のほか、国が定める指針等を十分踏まえて策定するものとする。
- (12) 年間スケジュール（予定）
当市が考えている策定スケジュールは下記のとおりであるが、詳細については委

託事業者と協議して決定する。

令和2年 7月 介護保険運営協議会（各種調査分析結果報告および地域の課題発掘）

令和2年 9月 介護保険運営協議会（サービス見込量や保険料の試算）

令和2年 11月 介護保険運営協議会（第8期介護保険料の算定）

令和3年 1月 介護保険運営協議会（計画素案の検討）、
住民説明会（市内5地区各1回）

令和3年 2月 介護保険運営協議会（計画最終案及び概要版の承認）
事業計画の議会への報告、介護保険条例の一部改正案議会提出

令和3年 3月 事業計画印刷
志摩市ホームページへの掲載、広報しま（4月1日号）への掲載

6. 成果品

成果品は次のとおりとし、納入期日までに健康福祉部介護・総合相談支援課へ納入するものとする。納入期日は別に指定する。

- ① 志摩市第8期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画（原案） 2部
（A4判100ページ程度・本文黒1色）
- ② 志摩市第8期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画概要版 2部
（A4判8ページ程度・本文黒1色）
- ③ ①②の電子データ（各章等を分割し保存したファイルも含む） 2枚
（Microsoft Word、Microsoft Excel等で作成し、CDに記録）

7. 疑義

業務の実施にあたり、本仕様書等に疑義が生じた場合、委託者と受託者はその都度協議し決定するものとする。

8. 機密の保持

受託者は、本業務の遂行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

9. その他

- ① 委託業者決定後、発注者との協議により内容を変更して契約することがある。
- ② 計画の策定にあたっては、本計画の趣旨と役割、実施方法について十分検討を加えて行うとともに、関係機関との連絡調整を図り、情報交換、資料の収集に努めるものとする。
- ③ 成果品納品後、受託者の責任による事象が生じた場合は、受託者は無償で修正又は訂正するものとする。
- ④ この業務に関して収集された情報、著作権及び著作権は、志摩市に帰属するものとする。
- ⑤ この仕様書に定められている事項以外に必要な事項は、「志摩市第8期介護

保険事業計画及び高齢者福祉計画策定業務に係る公募型プロポーザル方式実施要領」によるものとする。

- ⑥ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための措置により、契約内容に変更が生じた場合はその都度協議をし、決定していくものとする。